

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 52 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 5 条第 3 項中「次条、第 11 条第 1 項第 1 号及び第 5 号並びに第 14 条において」を削る。

第 6 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

第 11 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条及び第 11 条の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、本市もこれに準じて印鑑登録に係る登録資格を見直す等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。